

第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

○日 時 平成30年3月20日（火）午後1時37分から午後3時6分

○会 場 栃木市役所 3階 301会議室

○出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員、諏訪委員

事務局 総務部長

契約検査課長

契約検査課主幹兼契約係長

契約検査課契約係職員3名

○議 題 （1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

（2）抽出事案についての審議

（3）その他

○会議の概要

（1）入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況

（平成29年8月1日から平成30年1月31日）

総契約件数	162件	落札率	96.35%
-------	------	-----	--------

内訳 条件付き一般競争入札	34件		96.47%
---------------	-----	--	--------

指名競争入札が	128件		96.23%
---------	------	--	--------

指名停止の運用状況	2件		
-----------	----	--	--

談合情報対応状況	0件		
----------	----	--	--

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委 員： 資料の条件付き一般競争入札No.12において参加者2者で1者が失格ということだが、数的判断基準未満というのは入札価格がひっかかったということか。

事務局： この案件は、低入札価格調査制度の対象の工事であり、予定価格に対して一定のラインを下回った場合は低入札価格調査の対象となるが、更に失格基準価格も設けられており、それも下回ると失格という判断になる。

委 員： 実際の落札率はかなり低いが、失格となった入札価格は更に低かったということか。

事務局： はい。

委員： 今日の資料は「取り抜けにより不参加1者」や「本入札への参加資格がないため1者」などの記載が随分見受けられるが、入札参加資格の有無は最初からわからないものなのか。

事務局： 一般競争入札の場合、入札参加資格要件は公表しているので業者は自分で入札参加資格の有無を判断することになる。

資料のNo.19については工事の格付けをA級に参加資格要件を設定していたが、失格となった業者はB級にも関わらず応札したという状況である。なぜ、分からなかった理由は確認していない。No.21については、失格となった業者は近接工事を受注しており、応札資格がないにも関わらず判断を誤って応札してきたと推測される。

補足だが、備考欄の記載はその理由となった業者が1者ということである。No.19では参加業者数9者のうち1者が失格という扱いの表記となる。

委員： 入札に参加する場合は当然慎重に検討すると思うが、今回は随分そういった案件が多いようだが理由はわかるか。

事務局： 「取り抜けにより不参加」という案件が4件あるが、取り抜けの場合は同時発注になっているので、どこがとるか分からない状況からすると応札することはやむを得ないと思う。参加資格要件の有無についての確認は慎重にやっていただかないと市ではどうもしようがないところである。

委員： No.12の案件はNo.1と同じ工事ということよいか。

事務局： はい。No.1が不調となったため、再入札を行ったのがNo.12となる。

委員： 最初の応札で失格の数的判断基準未達が2者出ており、事後審査で不適格になっているものが1者いるということについて詳しく説明してほしい。

事務局： 失格となった2者については先ほど申し上げたとおり、低入札調査基準価格を下回り、更に失格基準も下回った金額での応札であったということになる。事後審査により不適格となった業者は、工事によって建設業法の定めによる資格要件をもった技術者の配置を求めることになるが、事後審査の段階で当初配置を予定していた技術者が配置できなくなったという申し出であり、落札に至らなかったということである。

委員： No.1で失格となった業者が、No.12でも失格となったのか。それとも別の業者か。

事務局 2者失格となっているわけだが、No.12で応札してきた業者はその2者であり、

1者が失格し、もう1者は低入札調査基準価格を下回ったが、失格基準は下回らなかったため、執行能力があるか否かの聞き取りを行い、低入札調査委員会を開催し、落札業者として決定した。

委員： その判断基準というのは事後に公表しているのか。

事務局： 算出方法はホームページで公表しており、予定価格も公表しているので、ある程度低入札調査基準価格や失格基準は積算可能な数字だと思う。

委員： それにも関わらず、再度失格となったということか。

事務局： はい。

委員： その案件で予定価格が変更になっている理由は何か。

事務局： 積算する基準日があり、年に何回か単価が入れ替わるので、わずかひと月だとしても積算基準日が異なるため労務単価が入れ替ったということと、仮設の部分で土地の借り上げの日数が適正でなかった箇所の見直しを行ったことが理由となる。

委員： 今回、事案の選定者ということから指名競争入札で不調の案件No.21を選ばせてもらったが、一覧表から見ても不調の案件が多いと感じた。その中で、No.33とNo.38は同じ工事なのか。

事務局： 同じ工事案件となる。

委員： No.33において指名業者6者で6者辞退となった結果、やり直してNo.38を行ったところ、指名業者9者で9者辞退となっている。予定価格ではNo.33の324万円から若干上がってNo.38では334万8千円となっているにも関わらず全員が辞退となってしまったことについて、特別な事情があるのか。

事務局： まず、最初の入札では格付けがC又はDで小規模の業者を中心に指名した。小規模業者であるため、機動力等がないため応札してもらえなかったのかなと思い、2回目は市内では比較的規模の大きいAランクを指名したがそれでも応札してもらえなかったということである。価格の見直しについては、河川工事では水替えと言って水を切り回して工事を行わなければならないが、業者からするとその仮設では工事が不可能であるということであったため、担当課としても若干見直しを行って再度入札したが、応札してもらえる業者がいなかったという状況である。

委員： 2度に亘り不調となった原因は、予定価格が割に合わなかったということか。

事務局： そのようなところではないかと思う。

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告については、了承ということ
でよろしいか。

《 一同了承 》

(2) 抽出事案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： まず、条件付き一般競争入札ではNo.1 4とNo.2 2を抽出した。No.1 4は土木一
式工事だが、工事名をみただけでは特別ではないが、応札可能業者が108者い
るにも関わらず参加業者が1者しかおらず、事実上無競争の状態で決まってい
た案件だった。No.2 2は無効の案件だが、公告に誤りがあったためということ
だが、具体的に説明を聞きたく選定した。

指名競争入札ではNo.1とNo.2 1を抽出した。No.1の案件は中止案件であり、こ
れも設計図書に誤りがあったためということだが、中止となった場合どのように
処理されるのか、また、どのように収まるのかを知りたくて選定した。No.2 1は
6者全員辞退の不調の案件だが、同様の不調案件が4件あったので、そのうち
の1件として理由を聞きたくて選定した。

委員長： 審議については、1件ずつ進める。はじめに、抽出事案①公共下水道枝線築造
工事（国府第1処理分区 第1工区）について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案①公共下水道枝線築造工事（国府第1処理分区 第1工区）について
資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格（入札参加形態、工
種、格付け、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、設定
の理由・経緯、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調
査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 参加業者が1者だけというのは、東武鉄道のからみで1者となったのか。それ
とも別の理由があるのか。

事務局： 入札に参加した業者は準市内の栃木市内に営業所がある業者だが、先ほど申し
上げた東武鉄道の工事の許可を持っている業者は4者であり、準市内ではその1
者のみである。あとの3者は県内が1者、準県内が2者なので、現場条件等を考
えた時に市内に営業所があるのはかなりのアドバンテージになることから、やむ
を得ない状況であったと思う。

委員長： 鉄道に絡んだ工事業者の資格要件は厳しく、普通の道路工事や下水道工事とは違って事故を起こしてしまうと東武鉄道だと北関東一带に影響を及ぼすぐらいになる。技術者も工事指揮者というそのこの鉄道会社の資格を持っていないと駄目だったり、私鉄とは言え国からの補助金も出ているため縛りが厳しいことから自治体職員は発注時の業者選定には苦勞すると思う。この工事は終わっているのか。

事務局： まだ工事中である。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案②大平中央小学校エレベーター更新工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案②大平中央小学校エレベーター更新工事について資料に基づき説明。
～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格（参加形態、工種、格付け、建設業の許可、地域要件、配置技術者）、設定の理由・経緯、応札可能業者、入札結果（無効の原因）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 無効になったのは、入札後に発覚したということか。

事務局： 入札については電子入札で行っているため、パソコン上に金額が一斉に表示される。その時に予定価格と応札額を比較して予定価格を下回った業者がいないことがすぐに分かったので、一時保留として入札の結果についてどこに原因があったのか調査を行った。

委員： 保留との説明があったが、No.22のやり直しがNo.24ということでよいか。

事務局： No.24が再入札した結果となっている。

委員： 再入札までに空いた期間はどのくらいだったのか。

事務局： 年末の25日に開札を行って、27日に再度、選考委員会にはかり、1月23日に開札を行ったため、約1か月近く遅れた。

委員： 公告に誤りがあった場合には、いきなり無効にせず、補正などを行い最初の手続きを利用しながら再入札するという方法はないのか。

事務局： 入札公告に記載する内容が変わってくるので、再度選考委員会に付議する形となり、そこから再スタートとなる。

委員： 全てそういう形での処理となるのか。

事務局： はい。

委員： 大雨災害復旧のとき、仮に無効が出てしまいその工事を急がなくてはならない

時に1、2か月遅れてしまうのはやむを得ないことなのか。

事務局： 災害復旧の場合では早急に対応しなければならこともあるため、若干対応が異なってくる。

委員： 確認だが、今回は最初の入札で100%を超えてしまったわけだが、仮にその中で100%を下回っていた業者がいた場合、入札は成立することになるのか。

事務局： 公告に誤りがあった場合は、適正な入札とならないために無効という扱いにさせていただきますことになると思う。

補足だが、業者側が見ていた入札公告の予定価格と、開札側が見ていた予定価格が異なっており、整合が取れない結果に終わってしまうため、最初からやり直しということになる。

委員： 今の話しは資料のどの部分になるのか。

事務局： 16ページに予定価格が表示されているが、これが税抜きと記載されているにも関わらず、税込みの金額が記載されてしまっていたということになる。20ページの入札結果調書には正しい予定価格の3,175万円が記載されている。

委員： ケアレスミスであり、税抜き税込みは紛らわしいのでこれからも起こりえるミスだと思う。そうすると、また1か月発注が遅れてしまうので、今後の再発防止をどのように進められているのか。チェックは複数人で行っているのか。

事務局： チェックは複数人で行っている。言い訳になるが、今回は金額の誤りに気付いて訂正したにも関わらず、ホームページに掲載する公告はエクセルファイルからPDFファイルに変換するのだが、その際に訂正する前のデータをPDFに変換してしまったということである。チェック体制を2重、3重にして対応していかなければならないと考えている。

委員： 入札結果調書に記載されている山中建設の3,359万円は税抜きの金額か。

事務局： 入札結果調書の金額は税抜きの金額となる。

委員： 再入札した際の金額3,359万8,800円は税込みの金額か。

事務局： 税込みの金額になる。

委員： 山中建設に最終的に決定しているわけだが、当初は税抜き3,359万円の入札を行い、2回目は税込み3,359万8,800円というほぼ同じ金額で落札したということは、税抜きで考えれば8%引かれたかなり低い金額で入札しているということか。

事務局： 今回聞き取り調査を行った。委員からも例えば低い金額で応札した業者がいれ

ば落札してしまったのではないかということだったが、先ほど申し上げたとおり成立しない案件となる。

聞き取りの最中に職員自ら間違いに気づいた状況だったのだが、こちらが誤りに気付く前に、なぜ予定価格を事前公表しているにも関わらず100%以上の金額で入札したのかを聞いてみた。すると、今回に関しては随分余裕のある予定価格の設定だと感じたそうである。エレベーター工事はそれほど難しくないため、それなりの応札をしたという話が聞けたので、無効の扱いにして、再度の入札を執行したところである。

委員： 普通の人からすると工事内容が変わっていないのに、もっと安い値段で出来るのではないかという話になると思う。再入札の際に仕様が変わっていれば説明がつくが、最初の入札に関しては市も業者も勘違いをしていたという理解になってしまうので、説明が少し苦しくなる印象を持つが、特段問題ないと思う。

事務局： 補足する。委員と同様の意見が選考委員会でも出た。応札する側の業者は積み上げて積算するのが基本と考えているが、エレベーターのような特殊なもので予定価格が事前公表されていると、どれだけ経費を圧縮して利潤を確保できるかという経営的なことを会社内部で決定して応札してきていると捉えている。

委員： 役所は守秘義務があると思うが、再入札までの間、各業者がどの金額で入札したというデータは届いているので、万が一にもデータが外部に漏れないような管理規定があればいいが、ない場合は考え方をきちんとしておいたほうがよいと思う。

委員長： このエレベーターは児童が乗るエレベーターか。それとも物資用か。

事務局： 車イスを利用されている児童がいると聞いているので、人が乗ることが可能なエレベーターとなる。

委員長： 現在の学校の建築仕様がどう変わっているか分からないが、子どもたちが休み時間にエレベーターを使用して移動している姿が想像できなかったので聞いてみた。

委員長： それでは、本件については了承ということによろしいか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案③公共下水道枝線築造工事（東部処理分区 第2工区）について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案③公共下水道枝線築造工事（東部処理分区 第2工区）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付け、指名業者数）、入札結果（中止の原因、再入札までの経過、予定価格、最低制限価格、落札金額）～

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

委員： 先ほどの無効の案件は手続きが終わった後に分かったということだったが、中止というのは開札前に誤りがあった場合に行われる手続きということでよいか。

事務局： はい。開札前に入札の内容に誤りがあったために取止めになったのが中止となる。

委員： No.4がやり直しの案件でよいか。

事務局： はい。

委員： 備考欄に設計図書に誤りがあったためと記載してあるが、ただ単に書面に誤りがあったのではなく、数字に誤りがあったために当然予定価格も異なっていたということか。

先ほども聞いたが、中止の案件の場合は、まだ手続きが完了していない途中で発覚したということから、最初の入札手続きを利用して、何かを修正し、活用して最後まで持っていくということはできないのか。

事務局： 設計金額が変わってくると担当課も決裁を取り直しとなるので、当然入札担当課としても再度選考委員会に付議する形になる。

委員： 中止にせよ無効にせよ、手続きは一からやり直さなければならないということなので、ますます慎重にならなければならない。

委員長： ここに掲載してある写真は、実際にはNo.4のものか。

事務局： はい。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案④北坪地区流末排水路整備工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案④北坪地区流末排水路整備工事について、資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（不調の理由）、予定価格、最低制限価格～

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

委員： 最初に聞いたが、6者辞退で不調となっているが、特別な理由はあったのか。

事務局： ここは渡良瀬遊水地の堤防に隣接した場所になるが、ここについても仮設で鉄板を敷いて工事に入ることを想定していたが、その費用と業者が見積もった金額が折り合わなかったのが実情だと思う。

委員： この案件は残ったままになっているようだが、再入札になったのか。

事務局： 担当課から再入札の依頼はなかったが、担当課において随意契約によって工事を施工したということを知っている。

不調になった場合、担当課にその後の方針を契約検査課から求めているが、なかなか返事がなく時が経ち、確認したところ随意契約で進めていた。これが一般競争入札で地域要件等の縛りが全くしていないフルオープンの入札であれば、1回でも応札者がいないということで随意契約に移行できるが、指名競争入札なので予定価格を見直す、あるいは指名業者の入れ替えをしてから再入札するのが通常の流れである。2回入札しても落札者が決定しなければ随意契約に移行できる規定があるにも関わらず、そこまで達していない状況で担当課が随意契約を進めてしまったことについては、嚴重注意している。

委員： 行政のミスとして本来は規定に違反するわけだが、契約的に市と民間人が契約した場合その契約自体は維持されているのか。

事務局： 法的には明確な記載はない。ただし、解釈上、入札を行って落札者がいないとき、あるいは再入札を行っても落札者がいないときは、随意契約に移行できるという表記になっているので、前段の入札を行って落札者がいないとき、ここを誤解しており、解釈上の違いと捉えているので、違法とまでは言い切れないという状況になっている案件だと思う。

委員： 随意契約の金額はわかっているのか。

事務局： 把握していない。

委員： 随意契約を契約検査課で把握する仕組みはないのか。

事務局： 基本的には130万円越えの随意契約に関しては契約検査課で契約書を発行することになっているが、100%把握しているかと言われれば、担当課で発行できないわけではないので、相談なしでやられてしまうとそうとは言えない部分がある。

委員： そこは再入札の方針や契約状況を契約検査課で把握できるようなフローを考えていただく必要があると思う。

事務局： 随意契約に限らず変更契約においても、担当者レベルで認識不足があるのは否

めないものなので、庁内に周知徹底を図るようにしたいと思う。

委員長： 随意契約は絶対駄目であり、それが納税者や地域住民の納得いくところだと縛ってしまうと、駄目になってしまう案件が増えてしまう。折り合いをどこでつけるかという問題だと思う。

委員： 入札が成立するか否かのギリギリで不安な場合、担当課が工事を半分に分けて、1つの工事を随意契約の範囲内にして施工してしまうという心配はないのか。例えば250万円の工事を半分の125万円の2つの工事に分けてそれぞれ随意契約してしまうというようなことである。

事務局： 担当課から発注見通しを提出してもらっているので、そこに記載されているものは把握できるが、そこに記載がなく少額の随意契約まで把握できるかと言われるれば難しい。

委員： 他の委員が心配しているように金額の小さい随意契約まで契約検査課でチェック体制を今後の方針として検討していこうという動きはあるのか。そこまですると処理しきれなくなるのか。

事務局： 130万円越えの随意契約については、契約書の発行を契約検査課で行うようにしたのが平成28年度からであり、それ以前は担当課で自由にできていた。その名残で担当課が発行してしまっている部分があると思うので、今後は契約書の発行を徹底していきたいと思う。

委員： それ以外にも広げるとするのは現実問題難しいということか。

事務局： 130万円以下にまで広げるのは難しいところである。

委員長： 栃木市は1者入札の案件はほとんどない。

事務局： 今回配付した資料では最初に審議したNo.14の1件のみとなっている。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

《 一同了承 》

(3) その他

－ なし －

～ 終了 ～